変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの	一五年
病院用のもの	一五年
公衆浴場用のもの	一一年
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	七年
その他のもの	一四年
電気設備（照明設備を含む。）	
蓄電池電源設備	六年
その他のもの	一五年
給排水又は衛生設備及びガス設備	一五年
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のものに限る。）	一三年
その他のもの	一五年
昇降機設備	
エレベーター	一七年
エスカレーター	一五年
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八年
エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二年
アーケード又は日よけ設備	
主として金属製のもの	一五年
その他のもの	八年
可動間仕切り	
簡易なもの	三年
その他のもの	一五年
前掲のもの以外のもの	
主として金属製のもの	一八年
その他のもの	一〇年
構築物	
発電用又は送配電用のもの	
小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇年
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七年

汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	
送電用のもの	
地中電線路	四一年
塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	二五年
配電用のもの	三六年
鉄塔及び鉄柱	五〇年
鉄筋コンクリート柱	四二年
木柱	一五年
配電線	三〇年
引込線	二〇年
添加電話線	三〇年
地中電線路	二五年
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	
スタンド	
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	四五年
主として鉄骨造のもの	三〇年
主として木造のもの	一〇年
ネット設備	一五年
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	三〇年
水泳プール	三〇年
その他のもの	
児童用のもの	
すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	一〇年
その他のもの	一五年
主として木造のもの	一五年
その他のもの	三〇年
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	
橋	
岸壁、さん橋、防壁、（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	六〇年
下水道、煙突及び焼却炉	五〇年
その他のもの（水道用ダム及びトンネルを除く。）	三五年
	六〇年